

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和2年度			令和3年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(1) 県民の理解の増進	ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施	(ア) 県民の理解の増進	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ広報（年2回） 関係団体等の機関誌での周知 高知県HPで情報発信 犯罪被害者等支援ハンドブックの配布（H28改訂版） 条例施行のポスター配布 新聞への記事掲載（7月） 安全・安心まちづくり広場への参加（10月） 犯罪被害者週間街頭啓発（12月） 【性暴力被害者サポートセンターこうち】への補助 コーラルコールのチラシ配布（10,000枚） コーラルコールリーフレット（10,000枚） その他啓発グッズ作成 路面電車ポスター広告 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ広報（5/19、11/21）計2回 機関誌/新聞での広報・周知 ①こころんだより（夏号） ②さんSUNこうち10月号 ③高知新聞の人権に係る特集ページ ④全国被害者支援ネットワークニュース 市町村担当者研修会等でハンドブックの配布 条例施行のポスター（620部）及びチラシ（2800部超）配布 市町村総合的対応窓口、コンビニ等 安全・安心まちづくり広場への参加10/3（フジグラン高知店） 犯罪被害者週間街頭パレードは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止、規模を縮小し、街頭啓発を実施（12/1） じんけんふれあいフェスタ 中止 性暴力被害者サポートセンターこうちへの補助 ①広報物 カード5,000枚、ボールペン1,000本、クリアファイル5,000枚 等 ②路面電車へのポスター広告（11/25～12/1） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止の対策のため、対面での広報に制限を受けた。 制限がある中、警察や民間支援団体等と連携し広報を実施し、犯罪被害者等が置かれる状況等について周知・広報をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ広報の実施（年2回） 市町村の総合的窓口等を通じ、各市町村の広報への指針等に関する案内の掲載 指針の冊子及び補助金のチラシの配布 犯罪被害者等の支援に関する指針リーフレットの作成（8,000部） 犯罪被害者等支援ハンドブックの改訂 民間支援団体に事業を委託し、その中で県制度や委託事業についての広報周知を行う ①コーラルコールのチラシ（10,000枚） ②コーラルコールのリーフレット（10,000枚） ③その他啓発グッズ作成 ④路面電車ポスター広告 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ広報（5/18） 「指針の策定及び指針に基づき創設した経済的支援制度について」 指針の冊子及び補助金のチラシの配布 配布先：市町村、関係機関、コンビニ 配布枚数：冊子150部チラシ2,000枚 	1,547
		(ア) 県民の理解の増進	雇用労働政策課	犯罪被害者等の方々への被害回復のための休暇制度導入について、課の広報誌（こうち労政情報令和2年度第2号）へ相談窓口が高知労働局の雇用環境・均等室である旨を掲載した。	相談窓口については周知できたが、制度の詳細等について周知ができていなかった。	犯罪被害者等の方々への被害回復のための休暇制度導入について、相談窓口が高知労働局の雇用環境・均等室である旨を雇用労働政策課の広報誌（こうち労政情報）へ掲載予定。また、詳細な内容を記載したパンフレットが厚生労働省のホームページに掲載されているため、そのURLを広報誌に記載することも検討予定。上記取り組みにより相談窓口の利用増加を図る。	5月末時点での取り組みはないが、8月末発行の広報誌へ掲載予定。	304	
	(ア) 県民の理解の増進	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ①「じんけんふれあいフェスタ」の開催 ②人権啓発に関するコラム（高知新聞朝刊）の掲載及び啓発資料の作成 ③人権啓発研修ハートフルセミナー ④講師派遣事業 ⑤人権に関する啓発活動支援事業（人権ふれあい支援事業） ※これらの事業の中で犯罪被害者の人権も取り上げる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ①「じんけんふれあいフェスタ」は休止し、特設WEBサイトの開設、マスメディアによる広報、SNSによる広報、テレビCM、新聞広告、人権パネル展示等を実施した ②人権コラムを高知新聞に掲載した（7月24日：題目「犯罪被害者の生活取り戻す」） ③犯罪被害者支援に係るセミナーなし ④犯罪被害者の人権を主題とした研修2回、関連した研修6回を実施 ⑤犯罪加害者・被害者の人権を取り上げた映画上映会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組により、犯罪被害者等の人権に係る理解が深まった。県民の理解の増進につなげるため、継続して取り組んでいくことが重要。 ①については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン開催を行った。マスメディアによる広報やインターネット広告により特設WEBサイトへのアクセス数が伸びた。また特設WEBサイトのアンケートでは「良かった」等の意見もあり、一定の成果があったと考える。今年度の取組についても、より多くの方に閲覧してもらおう仕組み、工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ①「じんけんふれあいフェスタ」の開催 ②人権啓発に関するコラム（高知新聞朝刊）の掲載及び啓発資料の作成 ③人権啓発研修ハートフルセミナー ④講師派遣事業 ⑤人権に関する啓発活動支援事業（人権ふれあい支援事業） ※これらの事業の中で犯罪被害者の人権も取り上げる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ①なし ②なし ③なし ④なし ⑤なし 	<ul style="list-style-type: none"> ①8,368 ②833 ③1,206 ④9,968 ⑤1,277 	
	(ア) 県民の理解の増進	警察	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した広報活動の実施 各種媒体を活用した効果的な広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した広報啓発活動、ラジオ広報、自治体広報誌・県警ホームページへの掲載を通じた広報の実施 	被害者支援活動への県民の理解の増進に努めた。	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施 様々な広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動の実施 			
	(イ) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進	警察	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室、違反者講習における交通事故被害者等の手記を活用した教養の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故被害者等の手記の活用した交通安全教室等の開催 停止処分者講習、違反者講習の受講者に対する交通事故被害者等の手記を活用した講習の実施 	交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等について理解の増進に努めた。	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故被害者等の手記を活用した教養の実施 交通事故被害者等による講演会の実施 交通事故データの公表等による交通事故被害者の現状等に関する県民の理解増進 	5,303		
				県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発に関するコラム（高知新聞朝刊）への犯罪被害者等支援について掲載（6月） 		<ul style="list-style-type: none"> 高知労働局と連携した休暇制度の周知 犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発 		

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和2年度		令和3年度			
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(1) 県民の理解の増進	ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施	(ウ) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進	警察	・各大学における講義、関係機関の職員に対する研修会の継続的な実施	・県内3大学（高知大学、高知県立大学、高知工科大学）における犯罪被害者支援に関する講義の実施 ・関係機関職員、保護者・教職員対象の教室、講演会等での犯罪被害及び犯罪被害者支援に関する啓発の実施	被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等について周知を図った。	・大学における被害者支援に関する講義の実施 ・関係機関の職員に対する継続的な研修の実施		
	イ 犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業	(ア) 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施	警察	・関係機関と連携した広報活動の実施 ・各種媒体を活用した効果的な広報の実施	・関係機関と連携した啓発イベント、街頭キャンペーンの実施 ・様々な広報媒体を活用した積極的な後方活動の実施	県民の被害者支援に関する理解の増進に努めた。	・広報活動強化月間（11月）及び犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）における各種媒体を通じた広報活動の実施 ・地方公共団体と連携、協力した集中的な広報啓発活動の実施		
			県民生活課	・犯罪被害者週間街頭啓発（12月） ・民間支援団体を通じ、路面電車への広告（11/25～12/1）（再掲）	・犯罪被害者週間街頭パレードは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止、規模を縮小し、街頭啓発を実施（12/1） ・路面電車へのポスター広告の掲載（11/25～12/1） ・11/27～11/28にかけて性暴力サポートセンターこうちで実施した24時間相談について、県HP等を通じた周知	・新型コロナウイルス感染拡大防止の対策のため、対面での広報に制限を受けた。 ・制限がある中、警察や民間支援団体等と連携し広報を実施し、犯罪被害者等が置かれる状況等について周知・広報をすることができた。（再掲）	・犯罪被害者週間街頭パレード（11月） ・犯罪被害者週間に集中した性暴力サポートセンターこうちの活動の周知・広報（11月）		
		(イ) 犯罪被害者等施策に関する広報啓発事業の実施	子ども・子育て支援課	・ポスター掲示・チラシの配布・グッズ販売 （講演会、たすきウオークは新型コロナウイルス感染防止の観点から実施しない）	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・講演会の実施（10/9、10：62名参加） ・SNSでの情報発信（10/25～10/31：2,288アクセス） ・児童虐待防止推進月間（11/1～11/30）における広報の実施 ・チラシ作成：1万枚 ・ポスター作成：2,000枚（主な配布先：庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等） ・児童虐待防止横断幕掲示（11/1～11/30） ・オレンジリボンキャンペーンCMを民放局で放送（11/1～11/30：3局47本）	児童家庭支援センターや高知県社会福祉協議会等と官民協働で啓発活動を実施することで、効果的な児童虐待防止に繋がる取組ができた。 児童虐待について社会で広く認知される必要があり、今後も児童虐待予防の啓発活動、研修等に取り組む必要がある。	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・ポスター、チラシの配布、SNSでの情報発信 ・児童虐待防止推進月間（11月）におけるTVCM広報		2,554 （児童虐待防止対策事業費）
ウ 教育現場における人権教育の実施	(ア) 学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育等の推進	私学・大学支援課	人権研修会の開催	人権研修会の開催（5回） ※新型コロナウイルス感染症予防対策のため開催中止あり（3回） 学校訪問による助言・指導（36回）	教員を対象とした研修会の開催や指導・助言により、人権教育における指導力が向上している。 学校が求める内容となるように計画していく必要がある。	人権研修会の開催 学校訪問による助言・指導	人権研修会の開催（5月2回） 学校訪問による訪問・指導（4月11回）		2,929
		小中学校課				○「特別の教科 道徳」授業づくり講座 ・拠点校（県内5校） 安芸市立井ノ口小学校 須崎市立吾桑小学校 大月町立大月小学校 高知市立三里小学校 日高村立日高中学校 ・教材研究会と授業研究会を1セットとし、各校2セット（計20回）を実施 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 ・年間2回開催（6月、7～8月地区別開催） ○「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・新小学1年生用増刷	○「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・4月上旬：R3年度新小学1年生へ配付		2,511
		特別支援教育課	・「自分だけではなく、相手の立場を考える」教材として、SNSの学習（生徒及び教員向け研修の開催） ・各特別支援学校における児童生徒の障害の実態に応じた道徳教育の実施	・「スマホ・携帯 安全教室」や「命の大切さを学ぶ教室～スマートフォンによる人権侵害」などの研修会を生徒向けに開催 ・SNSをめぐる子ども達のトラブルについて、教員向けに研修会を実施 ・日々の学習の中で「相手のことを理解し、思いやりや協調性の大切さ」について、児童生徒の発達段階に応じた取組を実施	・携帯電話やタブレット端末を所持している児童生徒が増えており、SNS等の利用に係るトラブルも増えてきている。自らも被害者になる可能性と、不用意な書き込みにより加害者になる可能性の両面から考えさせる学習を行い、生徒の理解も進んできている。次年度も継続した取組が必要である。 ・生命尊重や思いやりの心を育てる人権が尊重された学校づくりが重要である。	【全体】 ・生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の計画的な実施 【発達段階に応じた取組】 ・インターネットにおける人権侵害に関する学習（SNSの学習等） ・性犯罪の被害にあわないための学習	・道徳教育の全体計画提出（5月）		

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和2年度			令和3年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(1) 県民の理解の増進	ウ 教育現場における人権教育の実施	(ア) 学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育等の推進	高等学校課				○各学校における人権教育の推進 ・人権教育主任連絡協議会の開催（人権教育・児童生徒課主催） ○各学校における道徳教育の推進 ・道徳教育推進教師連絡協議会（12月）開催	・道徳教育の全体計画提出（R3.3月末）	
		人権教育・児童生徒課	・人権教育主任連絡協議会において、人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルを用いて、年間指導計画に基づいた校内研修や人権学習を適切にコーディネートできるように、人権教育主任のマネジメント力や人権課題についての知識の向上を図る研修を計画的に実施する。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため連絡協議会を中止し、県内各学校にPDCAサイクルによる人権教育の取組や、人権課題についての校内研修の実施等、人権が尊重された学校づくりに向けた取組を求めた。 ・高等学校における犯罪被害者等の人権課題を含めた個別の人権課題に関する指導資料集を作成し、年度末に公立学校に配付した。	・人権教育主任が管理職と連携し、組織的・計画的に個別の人権課題についての校内研修を実施することが定着してきている。 ・人権教育の組織的な取組についての周知はできたが、今後も集合研修が実施困難の場合も想定し、集合研修とオンデマンド研修を組み合わせたとともに、研修内容の精選や工夫を行う必要がある。	・人権教育主任連絡協議会については、小・中・高・特支の人権教育主任を対象に、県内5会場にて地区別で合同に実施する。研究指定校の取組についての情報提供や、人権教育主任の経験年数や校種を考慮した研修内容を計画し、取組の推進を図る。 ・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集について周知し、学校における取組の充実を図る。	・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、連絡協議会をオンラインで実施し、指導資料集を用いて、個別の人権課題についての校内研修や授業研究等の取組の充実を図った。	502		
	(イ) いのちの教育プロジェクト	保健体育課	【いのちの教育プロジェクト】 ○手引き「いきいき心と体の性教育」の改訂 ・ワーキング委員会：2回開催予定 ・手引きの完成、印刷、配布 ・活用について周知（文書及び研修会等） ○推進地域における事業の推進（1地域：2年目） ・委託先：中芸広域連合（奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村） ・実施内容：協議会、ワーキング委員会、外部講師との連携による授業の実施等 ○性に関する講師派遣事業（健康対策課と連携）	【いのちの教育プロジェクト】 ○手引きの改訂 ・ワーキング委員会（3回） 8/7：委員9名 11/17：委員9名 2/9：委員4名 ・手引きの配付 県内の国公私立学校 各福祉保健所 各市町村保健部局 その他関係機関 ・活用について周知（文書・市町村指導事務担当者会等） ○推進地域（中芸広域連合）における事業の推進 ・協議会（開催見送りのため各町村を訪問し説明） ・ワーキング委員会（打ち合わせ、授業後の検討会、成果と課題の確認など） ・外部講師による「いのちの教室」 8校（小5校・中3校） ○性に関する講師派遣事業（健康対策課と連携）	○性に関する指導の手引きの配付と活用についての活用についての啓発 ○児童生徒や学校・地域の課題に対応した性に関する指導の取組の推進	【いのちの教育プロジェクト】 ○性に関する指導の手引き（R3.2高知県教育委員会）を活用した事業の推進 ・活用について周知 体育主任・養護教諭・校長等 ・推進校における実践 ・養護教諭に対する研修 学校保健推進研修会：11/29 年次研修（新規・2年次など） ・活用状況調査 ○高知県産産婦人科医会と連携した外部講師用指導教材の作成 ・ワーキング委員会（年3回予定） 委員：産婦人科医4名 ○性に関する講師派遣事業（子ども・子育て支援課と連携）	【いのちの教育プロジェクト】 ○手引きを活用した事業の推進 ・活用について周知 小学校体育主任会：4/19～5/7 ※オンライン配信 高等学校体育主任会：5/12 中学校体育主任会：5/18 校長会 …等 ・推進校の決定（県立5校） 高知追手前高等学校 高知追手前高等学校吾北分校 嶺北高等学校 須崎総合高等学校 中村特別支援学校 ○外部講師用指導教材の作成 ・ワーキング委員会の開催 4/27：委員4名 ○性に関する講師派遣事業：随時	389	
	(ウ) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施等	警察	・教育委員会等と連携した各学校、担当教諭に対する「命の大切さを学ぶ教室」の開催依頼、広報の実施 ●「命の大切さを学ぶ教室」開催：6校	・教育委員会を通じた開催依頼の実施	社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図った。	・「命の大切さを学ぶ教室」の開催	・5月末時点での開催はないが、4校から依頼を受理し、順次開催予定である。	205	
エ 二次被害の防止の促進	(ア) 二次被害の防止に関する理解の促進	県民生活課				・二次被害の防止の関する意識の醸成を図れるよう広報・啓発			
	(イ) インターネット上の誹謗中傷等への対応	県民生活課				・関係機関との連携し、書き込みの削除要請等の事態の改善 ・法的拘束力を持って対応できるよう、法整備を含めた対策について国への政策提言			
	(ウ) 二次被害を防止するための対応	警察				・被害者の心情に配慮した報道対応の実施 ・過剰な取材等に対する葬祭場等の管理者対策等の実施 ・二次被害のおそれが大きいなど緊急の対応を要する事案における日本司法支援センターや弁護士会との連携			
		県民生活課				・被害直後に弁護士による相談を受けられる体制の構築	・県及び高知弁護士会の協定締結（5月）（施行6月1日）（再掲）	50	

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和2年度		令和3年度		予算(千円)	
				取組予定	取組実績	取組予定	取組実績(5月末現在)		
(2) 人材の育成	ア 関係団体に対する研修の充実等	(ア) 市町村職員に対する研修	県民生活課	・ブロック別市町村研修会(7月)	・県内4ブロックで市町村犯罪被害者等支援担当者会の実施(8/19、25、26、9/2) ・幡多地区人権行政主管者協議会において犯罪被害者等支援に関する研修(11/26) ・34市町村の犯罪被害者等支援施策担当課長へ県の取組について紹介(10/16~11/18)	・被害者等支援担当者向けの研修を実施することで犯罪被害者等支援に係る取組等への理解が深まった。 ・市町村の窓口での担当業務は多岐にわたるため、犯罪被害者等支援施策に係る取組に関する人的資源等の確保及び効率的な研修が不可欠である。	・犯罪被害者等支援施策担当課長会(5月) ・犯罪被害者等支援施策担当者ブロック別研修会(8月) ・犯罪被害者等支援施策担当行政職員向け研修(12月 警察庁と共催) ・犯罪被害者支援ハンドブック配布(1月)	・犯罪被害者等支援担当課長会は中止(新型コロナウイルス感染拡大防止のため)、代わって犯罪被害者等支援施策に関する情報提供(5月)	405
		(イ) 性暴力被害者支援に関する研修	県民生活課	【性暴力被害者サポートセンター】への補助 ・性暴力被害者支援研修会の実施 ・性暴力被害者支援協力病院研修会	・性暴力被害者支援医療従事者向け研修 ①県立幡多けんみん病院(10/21、45名) ②高知大学医学部附属病院(10/31、18名) ③県立あき総合病院(11/10、29名) ・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修(内閣府)について、市町村総合的対応窓口及び関係機関への案内。(当課から3名受講 13講義)	・性暴力被害者支援協力病院での研修を継続(平成28年)することで、各病院の取組内容を充実したものとなっている。 ・協力病院以外の支援関係者への研修の実施 ・先進的な取組を実施している医療機関の支援マニュアル等の情報の共有化	・性犯罪・性暴力被害者支援機関従事者向け研修(11/9) ・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修の受講及び関係機関への周知	・令和3年度の研修について、県、警察、産婦人科医会、こうち被害者支援センターの4者による会議(5月) ・産婦人科医会にて、今年度の研修事業等について案内	
	(エ) 民生委員・児童委員に対する研修	(ウ) 民間支援団体が行う人材養成研修に対する支援	県民生活課	・民間支援団体の養成講座を県内市町村担当課及び関係機関への周知(行政職員の研修への参加5名) ・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修(内閣府)について案内	・民間支援団体の体制強化のための養成講座の参加の確保 ・オンライン研修を有効活用することで、質の高い研修を受講することができた。	・民間支援団体の養成講座の関係機関への周知 ・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修(内閣府)について案内	・民間支援団体の養成講座を県内市町村担当課及び関係機関への周知(5月)	2,587	
		(エ) 民生委員・児童委員に対する研修	地域福祉政策課	○新任研修 ・1年目研修:1箇所 ・2年目研修:7箇所 ・3年目研修:1箇所 ○中堅研修 ・2箇所 ○会長研修 ・2箇所	○新任研修 ・1年目研修:1箇所(53名参加) ・2年目研修:7箇所(403名参加) ・3年目研修:1箇所(49名参加) ○中堅研修 ・2箇所:113名参加 ○会長研修 ・3箇所:135名参加	・地域の中で援助を必要とする方々への理解を深める研修を実施し、地域での見守りや支援制度へのつなぎの強化を図った。	○新任研修 ・1年目研修:1箇所 ・2年目研修:1箇所 ・3年目研修:7箇所 ○中堅研修 ・2箇所 ○会長研修 ・2箇所		なし(R3.8月から開始)
	イ 職員等に対する研修の充実等	(ア) 高齢者虐待防止等のための研修の充実	高齢者福祉課	高知県高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、通報・相談体制の整備を進める。 高齢者に対する虐待への対応力向上を目的に、高齢者福祉施設等職員や虐待対応窓口となる地域包括支援センター職員、市町村に対する研修の充実・強化に努める。	権利擁護業務を行う市町村・地域包括支援センター職員等を対象に高齢者虐待防止に関する研修会を実施(参加者64名)	効果的な研修内容となるよう、事業委託先の県社協とのさらなる連携が必要。	市町村・地域包括支援センター職員等を対象に高齢者虐待防止に関する研修会を実施	・7月12日(月) 市町村職員高齢者虐待防止研修会 77名参加(会場20名+オンライン57名) ・7月15日(木) 施設従事者向け虐待防止研修会 204名参加者(会場4名+オンライン約200名)	175
障害福祉課			・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談体制の整備 ・虐待防止・権利擁護研修の開催【施設従事者等対象】 施設長・管理者対象 リーダー・中堅職員対象 【行政職員対象】 市町村の窓口担当者対象	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談件数:61件 ・虐待防止・権利擁護研修の開催【施設従事者等対象】 施設長・管理者・リーダー研修(第1部)12/8~12/14 (第2部)12/18,22 ※高齢者と合同開催(オンライン配信) 【行政職員対象】11/17	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談窓口の周知と相談員の対応スキルの向上 ・継続的な研修の開催により、施設従事者等の権利擁護に関する意識の向上と虐待防止の徹底 ・市町村における相談対応及び虐待通報への対応力の向上と体制強化	・虐待防止・権利擁護研修の開催【施設従事者等対象】 施設長・管理者研修 7/15 リーダー研修 日時未定 中堅職員研修 日時未定 【行政職員対象】7/13	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談件数:11件		
(ウ) 児童虐待防止等のための体制の充実		子ども・子育て支援課	・児童福祉司任用前講習会実施	・児童福祉司任用前講習会開催	・児童福祉司任用前研修を実施することで市町村職員の専門性の向上が図られている。	・児童福祉司任用前講習会実施		1,104 (児童相談関係機関職員研修事業費)	

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和2年度		令和3年度		予算(千円)	
				取組予定	取組実績	取組予定	取組実績(5月末現在)		
(2) 人材の育成	イ 職員等に対する	(エ) 学校における犯罪被害者等の権利課題も含めた人権教育の推進(再掲)	人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習学校支援事業において、学校の教職員研修や市町村主催の研究会等における研修や授業研究等への支援を行い、取組の充実を図る。 ・人権教育主任が中心となり、校内研修の講師として研修を企画・実施できるように、各学校に研修資料を配付するとともに、研修や学校での取組において人権教育主任の資質の向上と人材育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に要請(～5月) ・研修への講師派遣(小17、中11、高6、特4、中学校区研修会4、市町村研究会1、計43件実施 3月末) ◆いじめ、虐待、不登校、ネット問題、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害についての校内研修用データを公立学校に配付し、活用を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の人権課題についての校内研修を実施することにより、教員の知的理解を図っている。 ・人権教育主任と生徒指導主事が中心となって、校内研修を実施できるように支援を行うことにより、いじめの基本的な認識とネットの問題については一定の共通理解が進んでいる。 ・研修後に人権学習の教材づくりや授業研究等につなげ、県全体に人権学習の充実を図る必要がある。 ・個別の人権課題の校内研修及び授業研究を十分に実施していない学校に対して、具体的な取組方法等の例を示すとともに、人権教育指導資料の活用を促し、取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に個別の人権課題についての校内研修及び授業研究の実施が十分にできていなかった学校の多い市町村教育委員会や県立学校を中心に働きかけ、計画的に支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に要請(～5月) 	90
	ウ 指定被害者支援要員制度の活用	(ウ) 指定被害者支援要員制度の活用	警察	<ul style="list-style-type: none"> ・指定被害者支援要員に対する想定事例等を活用した実践的な教養の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定被害者支援要員として100人(女性30人)を指定 ・指定被害者支援要員を計101事件に運用 ・想定事例に基づいた実践的な教養の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 指定被害者支援要員の適正かつ積極的な運用を図るとともに、効果的な教養を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定被害者支援要員の適正かつ積極的な運用 ・指定被害者支援要員に対する想定事例等を活用した実践的な教養の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定被害者支援要員として99人(女性31人)を指定 ・指定被害者支援要員を計16事件に運用 	
	エ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	(エ) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	警察	<ul style="list-style-type: none"> ・機会を捉えた効果的な教養の実施 ・犯罪被害者等による講演会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会を捉えた犯罪被害者等に関する教養の実施 ●被害者支援担当者研修会(ブロック別4回、計51人)、各種専科教養(9課程、157人)各種研修会(2回、計49人) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員のスキルアップを図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・採用時教養や専科教養における教養実施 		

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和2年度			令和3年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(3) 民間支援団体に対する支援	ア 民間支援団体に対する支援の充実	(ア) 民間支援団体に対する支援の充実	県民生活課	性暴力被害者支援センター運営補助金の交付 ・電話相談・面接相談、直接的支援（警察、裁判所等への付き添い支援） ・被害届を出せない（出したくない）被害者の医療費助成及び法的支援等の実施 ・支援に係る医療従事者向けの研修の実施（再掲）	相談実績等 ・電話相談249件、面接相談30件、その他29件 計308件 ・直接的支援 292件 ・医療費助成 1件 弁護士相談 2件	・24時間365日対応可能な相談体制の整備 ・中長期的な相談・支援員の人材の確保 ・性犯罪被害は潜在化しやすいことから、関係機関との緊密な連携及び支援体制の強化を図る必要がある。	性犯罪被害者支援のワンストップ支援センターの運営業務を県において事業化し、その業務をこうち被害者支援センターに委託 ・相談時間の延長 ・支援コーディネーターの配置 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援（警察、裁判所等への付き添い） ・医療費及び法律相談等の費用助成（再掲）	性犯罪被害者支援のワンストップ支援センター ・相談時間の延長（4/1～）→9時から17時 ・コーディネーターの配置（4/1～） 相談実績等（5月末時点） ・電話相談28件、面接相談6件、その他5件 ・直接的支援28件（再掲）	7,226
						県制度（犯罪被害者等支援事業費補助金）の申請補助や支援関係機関との連携及び支援コーディネイトを犯罪被害者等支援推進事業として事業化し、その業務を委託 ・県制度の支援補助及び面接 ・関係機関との連携及び支援のコーディネイトを実施するために調整会議の運営 ・市町村犯罪被害者等支援担当職員への研修等の人材育成 ・指針や県制度等の広報・周知	犯罪被害者等支援推進事業 ・調整会議（5月、1回） ・県制度の問い合わせ1件 面接 0件 ・市町村犯罪被害者等支援施策担当課長の資料作成 ・関係機関へ県制度の広報・啓発の実施	3,420	
			警察	・安定的な財政的基盤の確立に向けた支援の検討 ・効果的な広報の実施 ・支援員の養成、資質向上に向けた継続的な情報共有や実践的な研修の実施	・社会貢献型自動販売機の設置、犯罪被害者支援週間におけるワンコイン募金等財政基盤の強化に向けた取組の推進 ●社会貢献型自動販売機（16か所23台）による寄附（約120万円） ワンコイン基金（約18万円） ・養成講座等への講師派遣	寄附や高知県の業務委託により、こうち被害者支援センターの財政基盤が強化された。	・安定的な財政的基盤の確立に向けた支援の継続 ・研修への講師の派遣 ・関係機関と連携した効果的な広報活動の実施		